重要事項説明書（就労継続支援Ｂ型）

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年３月４日大阪市条例第 13 号）第５条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1　就労継続支援Ｂ型サービスを提供する事業者について

事業者名称	**株式会社 Caremint**
代表者氏名	**代表取締役　南　勝啓**
本社所在地 （連絡先）	**大阪市淀川区田川３丁目３番１７号** **電話 06-6755-9421　　fax06-6755-9422**
法人設立年月日	**令和 6 年 2 月 2 日**

2　ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1)　事業の所在地等

事業所名称	la sea Q
サービスの 主たる対象者	身体障がい者／知的障がい者／精神障がい者／難病等対象者
大阪市指定 事業所番号	２７１９１０２８９５
管理者	大島　麗華
サービス管理責任者	山下　あさみ
事業所所在地	大阪府大阪市淀川区三津屋南 2-11-9　1 階　ハイツ CABIN
連絡先 相談担当者名	電話 06-6195-2997　ファックス番号 06-6195-2996
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市淀川区
事業所が行なう他の指定障がい福祉サービス	なし
利用定員	２０名
開設年月日	令和 6 年 5 月 1 日

(2)　事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社 Caremint（以下『事業者』という。）が設置する la sea Q（以下『事業所』という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援Ｂ型（以下「指定就労継続支援Ｂ型」）という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援Ｂ型の円滑な運営管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援Ｂ型の提供を確保することを目的とする。
運営方針	１．事業所は、利用者が自立した、日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、就労機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 ２．指定就労継続支援Ｂ型の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。 ３．前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号。以下「法」とういう）及び「大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営関する基準等を定める条例」平成 25 年大阪市条例第 13 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援Ｂ型を実施するものとする。

(3)　営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、１２月３０日から１月３日まで及び法人指定の日を休みとする。なお、事業所指定の土曜日を開所することがある。
営業時間	午前９時から午後５時までとする。

(4)　サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日 ただし、１２月３０日から１月３日まで及び法人指定の日を休みとする。
サービス提供時間	午前９時から午後４時までとする。

3　事業所の構造・設備について

(1)　構造

構造	鉄骨造
敷地面積	１８３．８０㎡
延床面積	８１．１５㎡

⑵　設備

設備の種類	部屋数	備考
訓練室	**１室**	
作業室	**１室**	
相談室	**１室**	
洗面所	**１室**	
便所	**２室**	
多目的室	室	

4　職員体制等ついて

⑴　各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、職員の管理、指定就労継続支援Ｂ型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援Ｂ型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
職種	職務内容
サービス管理責任者	(1)　適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2)　アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援Ｂ型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援Ｂ型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援Ｂ型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援Ｂ型計画の原案を作成します。 (3)　就労継続支援Ｂ型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援Ｂ型計画を記載した書面を利用者に交付します。 (4)　就労継続支援Ｂ型計画作成後、就労継続支援Ｂ型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、

	少なくとも 6 月に 1 回以上、就労継続支援Ｂ型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援Ｂ型計画を変更します。 (5)　利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。 (6)　利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。 (7)　他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
職業指導員	**職業指導員は、個別支援計画に基づき就労の機会の提供及び職場実習開拓を行い、一般就労後も職場定着の支援を行う。**
生活支援員	**生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活の支援及び相談を行う。**
運転手	**2 名**
栄養士	**1 名**
調理員	**調理員は、事業所内のキッチンで食事の調理盛り付けを行い、利用者へ提供する。**

(2)　職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	
サービス管理責任者	1					1.0	
職業指導員	3		1	1	1	2.0	
生活支援員	2			1	1	1.7	
運転手	1				1		
栄養士	1		1			1.0	
調理員	2				2	0.5	

(3)　勤務体系

職種	勤務体系
管理者	9:00 から 17:00
サービス管理責任者	9:00 から 17:00

職　業　指　導　員	9:00 から 17:00
生　活　支　援　員	9:00 から 17:00
運　　転　　手	9:00 から 17:00
栄　　養　　士	9:00 から 17:00
調　　理　　員	9:00 から 17:00

5　提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1)　提供するサービスの内容

サービスの種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
就労継続支援Ｂ型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援Ｂ型計画を作成します。
食事の提供	昼食１食につき１５０円（うち食材料費１５０円）
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
サービスの種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	**雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。** **以下の生産活動を行っています。** **１．選別作業** **２．袋詰め作業** **３．軽作業** **＜工賃の支払い＞** **上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。月末締めの２５日、昼食代を差し引いた金額をご利用者様ご指定の口座にお振込みいたします。支払日が土日祝の場合は銀行の前営業日のお支払いとなります。**
実習先企業等の紹介	**個別支援計画に基づき就労の機会の提供及び職場実習開拓を行い、一般就労後も職場定着を行う。**
求職活動支援	就労継続支援Ｂ型計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。 また、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
職場定着支援	障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します
生　活　相　談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健　康　管　理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

訪　問　支　援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送 迎 サ ー ビ ス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
施　設　外　支　援	利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援Ｂ型計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。 「施設外支援」と「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。
施　設　外　就　労	

(2)　サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

	平均工賃月額が４万５千円以上の場合	平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満	平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満	平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満
利用料	９，７０９円	９，３３８円	８，７９２円	８，５６０円
利用者負担額	上記の１割	上記の１割	上記の１割	上記の１割
	平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満	**平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満**	**平均工賃月額が５千円以上１万円未満**	**平均工賃月額が１万円未満の場合**
利用料	８，４２１円	８，１５４円	７，８０６円	６，８４４円
利用者負担額	上記の１割	上記の１割	上記の１割	上記の１割

＜提供するサービスの料金とその利用者負担額について＞

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（１割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※　障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用した

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

サービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※　介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付し

ますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加　算　項　目	利　用　料	利用者負担額	内　　容
就労移行支援体制加算	５２３円	左記の１割	一般就労への移行後、６か月連続して就労している利用者が、前年度において定員の 5%を超える場合、利用１日につき加算されます。
目標工賃達成指導員配置加算	９７０円	左記の１割	目標工賃達成指導員を常勤換算法で１人以上配置しており、手厚い人員体制をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合、利用１日につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加　算　項　目	利　用　料	利用者負担額	内　　容
初　期　加　算	３２７円	左記の１割	サービス利用の初期段階（開始から３０日間）において、利用１日につき加算されます。
訪問支援特別加算	１時間未満 ２，０４０円 １時間以上 ３．０５５円	左記の１割	継続して利用する利用者が連続して５日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算されます。 月２回まで加算されます。
欠席時対応加算	１，０２５円	左記の１割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。 月４回まで加算されます。
食事提供体制加算	３２７円	左記の１割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、１日につき加算されます。
利用者負担上限額管理加算	１，６３６円	左記の１割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
送　迎　加　算	１０９円	左記の１割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

6　その他の費用について

内　　容	料　　金
日用品費の実費	**実費相当額**
食事の提供に係る費用	**昼食：１食につき２５０円 （うち食材料費　２５０円）**
送迎サービスの提供に係る費用	**通常の事業の実施地域の場合 １回（片道）につき　無料**
	通常の事業の実施地域以外の場合 事業所から５キロメートル未満１回（片道）につき３００円
	通常の事業の実施地域以外の場合 事業所から５キロメートル以上１回（片道）につき　５００円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	**実費相当額**

7　利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月２５日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の１０日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)利用者指定口座からの自動振替 (イ)事業者指定口座への振り込み※振込手数料はご負担いただきます。 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※　利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 2 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

8　サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額

を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 就労継続支援Ｂ型計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援Ｂ型計画」を作成します。作成した「就労継続支援Ｂ型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 就労継続支援Ｂ型計画の変更等

「就労継続支援Ｂ型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	**管理者・　大島　麗華**

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10　秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 〇 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 〇 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 〇 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11　緊急時の対応方法について

①　サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

②　上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号　０６－６１９５－２９９７　（対応可能時間 9：00～16：00）

12　協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではございません。

(1)

医療機関名称	**医療法人　大西クリニック**

医　院　長　名	大西　博孝		
所　在　地	大阪市淀川区三津屋北１－５－２０　神崎川クリニックビル１階		
電　話　番　号	０６－６８８６－７７６７		
診　療　科	内科・外科・小児科・整形外科	入　院　設　備	なし

13　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定就労継続支援Ｂ型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定就労継続支援Ｂ型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市　町　村　名	大阪市
	担 当 部 ・ 課 名	福祉局　障がい者施策部　運営指導課
	電　話　番　号	06 - 6241 - 6527（ガイダンス③）

保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名　東京海上日動火災保険株式会社 保険名　超ビジネス保険 賠償責任（事業活動包括保険・賠償責任補償条項） 保障の概要　就労継続支援Ｂ型を含む全業務対象

14　非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平 時 の 訓 練	別に定める消防計画に則り、防災訓練を年２回以上実施します。
防　災　設　備	・誘導灯　　有 ・消火器　　有 ・カーテン等は防炎機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水１日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消　防　計　画	消防署への届出日 ： 令和 6 年 2 月 28 日 防災管理者　　： 大島　麗華
保　険　加　入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名　東京海上日動火災保険株式会社 保険名　超ビジネス保険 賠償責任（事業活動包括保険・賠償責任補償条項）

	保障の概要　就労継続支援Ｂ型を含む全業務対象

15　苦情解決の体制及び手順

(1)　提供した指定就労継続支援Ｂ型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名・連絡先

(2)　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(3)

〇苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、苦情の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
〇特に居宅サービス事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行います。
〇相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。
〇対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います

【事業者の窓口】 **la sea Q　就労継続支援Ｂ型事業所** **サービス管理責任者・山下あさみ**	**所 在 地　大阪市淀川区三津屋南 2-11-9** **ﾊｲﾂ CABIN　1 階** **電話番号 06-6195-2997 ﾌｧｯｸｽ番号 06-6195-2996** **受付時間　　月～金曜日　9:00～16:00**
【市町村の窓口】 **淀川区　障害福祉課**	**所 在 地　大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号** **電話番号 06-6308-9857 ﾌｧｯｸｽ番号 06-6885-0537** **受付時間　　月～金曜日（祝日を除く）9:00～17：30**
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所 在 地　大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話番号　06-6191-3130 ﾌｧｯｸｽ番号 06-6191-5660 受付時間　月～金曜日（祝日を除く） 午前 10 時～午後 4 時

16　心身の状況の把握

指定就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17　連絡調整に対する協力

就労継続支援Ｂ型事業者は、指定就労継続支援Ｂ型の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18　他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援Ｂ型の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19　サービス提供の記録

①　指定就労継続支援Ｂ型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

②　指定就労継続支援Ｂ型の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③　これらの記録はサービス完結の日から５年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

20　指定就労継続支援Ｂ型サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21　事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫煙	喫煙は決められた時間に決められた場所でお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

23　第三者評価の実施状況

実施している	(実施していない)
【実施日：　　年　　月　　日】	【評価機関名：　　】
【結果の開示状況：　　】	

24　サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年　　月　　日

25　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

上記内容について、社会福祉法第 76 条及び大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 4 日大阪市条例第 13 号）第 5 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	**大阪市淀川区田川３丁目３－１７**
	法人名	**株式会社 Caremint**
	代表者名	**南　勝啓**
	事業所名	la sea Q（ラシーク）
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	